総合事業利用の流れ

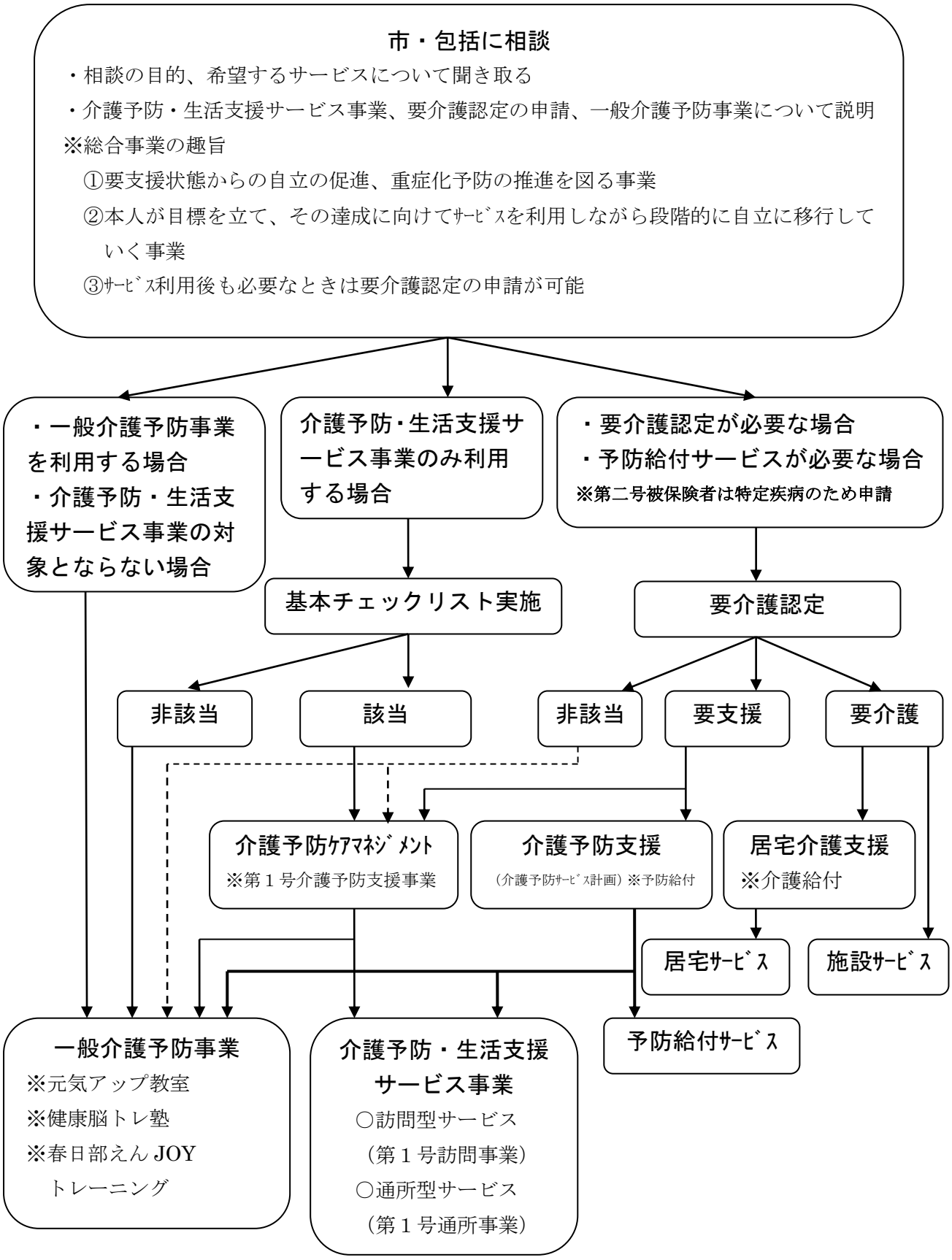
市・包括に相談
・相談の目的、希望するサービスについて聞き取る
・介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定の申請、一般介護予防事業について説明
※総合事業の趣旨
①要支援状態からの自立の促進、重症化予防の推進を図る事業
②本人が目標を立て、その達成に向けてｻｰﾋﾞｽを利用しながら段階的に自立に移行していく事業
③ｻｰﾋﾞｽ利用後も必要なときは要介護認定の申請が可能
・一般介護予防事業を利用する場合
・介護予防・生活支援サービス事業の対象とならない場合
介護予防･生活支援サービス事業のみ利用する場合
・要介護認定が必要な場合
・予防給付サービスが必要な場合
※第二号被保険者は特定疾病のため申請
基本チェックリスト実施
要介護認定
非該当
該当
非該当
要支援
要介護
介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
※第１号介護予防支援事業
介護予防支援
（介護予防ｻｰﾋﾞｽ計画）※予防給付
居宅介護支援
※介護給付
居宅ｻｰﾋﾞｽ
施設ｻｰﾋﾞｽ
予防給付ｻｰﾋﾞｽ
一般介護予防事業
※元気アップ教室
※健康脳トレ塾
※春日部えん JOY トレーニング
介護予防・生活支援サービス事業
○訪問型サービス
（第１号訪問事業）
○通所型サービス
（第１号通所事業）